明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○複数手術に係る費用の特例を定める件の一部を改正する件（厚生労働七二）　一
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件（同七三）　七
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（同七四）　一四
○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件（同七五）　一五
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、調整係数及び機能評価係数を定める件（同七六）　三四

告示

○厚生労働省告示第七十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、複数手術に係る費用の特例を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用し、複数手術に係る費用の特例（平成二十六年厚生労働省告示第八十七号）は、同年三月三十一日限り廃止する。

平成二十八年三月十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

複数手術に係る費用の特例

一　診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表の第2章第10部に規定する別に厚生労働大臣が定める場合における費用の額の算定方法

(1)　同一手術野又は同一病巣につき、別表第一の上欄に掲げる手術とそれぞれ同表の下欄に掲げる手術とを同時に行った場合は、主たる手術の所定点数と従たる手術（一つに限る。）の所定点数の百分の五十に相当する点数とを合算して算定する。

(2)　同一手術野又は同一病巣につき、別表第二に掲げる手術を二以上同時に行った場合の所定点数は、主たる手術の所定点数と従たる手術（一つに限る。）の所定点数の百分の五十に相当する点数とを合算して算定する。

二　診療報酬の算定方法別表第二歯科診療報酬点数表の第2章第9部に規定する別に厚生労働大臣が定める場合における費用の額の算定方法

同一手術野又は同一病巣につき、別表第三の上欄に掲げる手術とそれぞれ同表の下欄に掲げる手術とを同時に行った場合は、主たる手術の所定点数と従たる手術（一つに限る。）の所定点数の百分の五十に相当する点数とを合算して算定する。

別表第一

K015　皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術	その他の手術
K021―2　粘膜弁手術	その他の手術
K022　組織拡張器による再建手術（一連につき）　2　その他の場合	その他の手術
K611　抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用植込型カテーテル設置	その他の手術
K618　中心静脈注射用植込型カテーテル設置	その他の手術
K476　乳腺悪性腫瘍手術（単純乳房切除術（乳腺全摘術）、乳房切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）、乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施しないもの）、乳頭乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの）及び乳頭乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの）に限る。）	その他の手術
K034　腱切離・切除術（関節鏡下によるものを含む。）（手指、中手部又は手関節に限る。）	K046　骨折観血的手術（手指、中手部又は手関節に限る。） K182　神経縫合術（手指、中手部又は手関節に限る。）